

# 事務局説明資料

---

2024年12月9日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

# 目次

I	(参考) 第2回・第4回における主なご意見	2
I - 2	第一種資金移動業の滞留規制の緩和	5
I - 3	クロスボーダー収納代行への規制のあり方	9
II	ご議論いただきたい事項	15

# I (参考) 第2回・第4回における主なご意見

## 第2回・第4回における主なご意見①

### I-2 第一種資金移動業の滞留規制の緩和（第2回）

- 見直しには賛成。
- 新たな資産保全方法の下で滞留額がしっかり保全され、かつ相応に迅速に返還されることを条件として緩和を認めることでビジネスの広がりが生まれるのであれば意義がある。なお、返還期間は数か月もかかると迅速と言えるのかという問題がある。
- 現行の制度では、保全必要額の算定と実際の保全措置の間に2営業日以内のタイムラグがあり、未達債務が急拡大する場合には、保全金額に不足が生じ得て、その時破綻すると、経済社会に重大な影響を及ぼすことになる。そのため、滞留規制の緩和は、保証契約・信託契約において契約やスキームの内容によってタイムラグをカバーし、不足を生じさせない利用者資金の保全が可能な資金移動業者にのみ認めるべき。
- 現行の制度が導入された当初、相当厳しいものという認識があったため、現実のニーズに合わせた限定的な緩和は賛成。滞留規制の厳格化の趣旨を踏まえつつ、新しい資産保全方法を必ずしもとらなくても、保全額や保全のスパン、安全性等を多角的に考慮して緩和できるようにすべき。
- 滞留規制の緩和には賛成であり、現在の第一種資金移動業の利用実態などを見ても必要。一方、緩和により高まるリスクへの対応も必要であり、認可の手續の中で、新しい資産保全方法による保全をどの程度要求していくか検討が必要。信託会社等による直接返還だけでなく、保証機関による直接返還のオペレーションも業界等との調整を通じて検討を深めるべき。
- 滞留期間について、法人送金のベースとなる商慣習（マンスリークリア）を考慮すると、当月月初に発生した代金を翌月末に支払うことがあり、1か月では厳しく2か月程度必要。
- 仮に破綻した場合のリスクのポジションを低減するために、事業者の信用リスクスコア等により上限累積額を設け、あるいは「運用上必要な場合に限り」という要件をリスクベースにより厳格化するなど、利用者の利便性と保全リスク管理の両者を考慮し、法制度に織り込むことが必要。
- ビジネス環境の不具合への対応という点では賛同だが、法律に照らした条件付の運用が原則とされているため、適切な運用を監視する体制の整備が必要。
- 期間や金額の上限は、事業やサービスの内容、その持つリスク、個別の事業者の体制等に応じて決定すべきであり、認可制であることも踏まえ、様々なサービスを受入可能な制度であることが望ましい。

## 第2回・第4回における主なご意見②

### I-3 クロスボーダー収納代行への規制のあり方（第4回）

- 見直しには賛成。
- 実態としては複雑な実務があると想定されるところ、規制の対象者については、見直し案で十分かどうか分析が必要。
- マネロン等の観点で重大な問題となっているのは、海外オンラインカジノや海外出資金詐欺等の事案だが、海外ECでも利用者被害が生じており、見直しは喫緊の課題。
- 海外ECの利用者被害を見ても、規制が甘いところで消費者保護が難しくなっている現状がある。見直しにより国内事業者を当局で監督することで、トラブル解決に資するのではないか。
- 方向性に賛同。ただし、為替取引の業務を行う者から一部委託を受け、行為者の指導監督の下に収納代行の一部を行うものや、支払いサービス業者同士の間・その代理人・その支店の間で自己の計算でなされる業務、同一の企業グループ内・信用経済上結びついた一定の特定のグループの構成員の間で行われる業務など、適切な適用除外を設け、過剰規制とならないように配慮することは必要。
- クロスボーダー収納代行を非常に広く捉えていて、必要のないところに規制がかかるおそれ。詐欺・マネロンリスクへの対応の必要性が高いが、資金移動業の規制を適用するのではなく、例えばクロスボーダー収納代行業者を広く犯収法上の特定事業者に指定するなどの対応が適切ではないか。
- リスク上問題があるケースは、海外オンラインカジノや海外出資金詐欺等であり、問題があるケースを具体的に把握した上で、必要な規制体系を議論するとともに、問題がないケースは適用が除外されることが明らかになる必要がある。問題があるケースは、受取人が取引の成立とは関係なく決済だけに関与する第三者を連れてきて収納代行とするようなものであり、問題がないケースは、業者が受取人となり自らが販売する商品の代金を回収するようなもの、グループ会社等が受領して引き渡すようなもの、取引の成立がプラットフォームで行われ、その商品代金等をプラットフォーム経由で受け取る場合に、これらの取引に関して自らあるいはグループ会社が委託した決済事業者が受け取るものではないか。
- 対象範囲を明確にする必要。例えば、国内事業者が、国内で収納代行を行うことは規制の対象外であるところ、同じ事業者がクロスボーダー収納代行を行う場合には規制の対象になるとするのは分かりにくい。
- クロスボーダー収納代行が、他の金融機関・決済事業者等を介することなく支払人から受取人の間の資金移動を担っている場合には、資金移動登録を必要とし、他方、他の金融機関・決済事業者等を介することで、一定程度保護ができていない場合は登録を要しないなど、リスクに見合った規制対象・枠組みを検討すべき。
- 現在、詐欺等で発生している事案は、基本的には銀行を利用しているため、他の金融機関が介在するようなものをはじくと、リスクに対応できない。また、体制整備を監督上求めていく必要もあるため、犯収法のみで規制をかけても不十分。

## I - 2 第一種資金移動業の滞留規制の緩和

滞留規制の趣旨を十分に踏まえつつ、利用者に不便が生じる事態等を回避する観点から、以下の見直しが考えられる。

## < 1. 一定程度の資金滞留期間の延長の容認 >

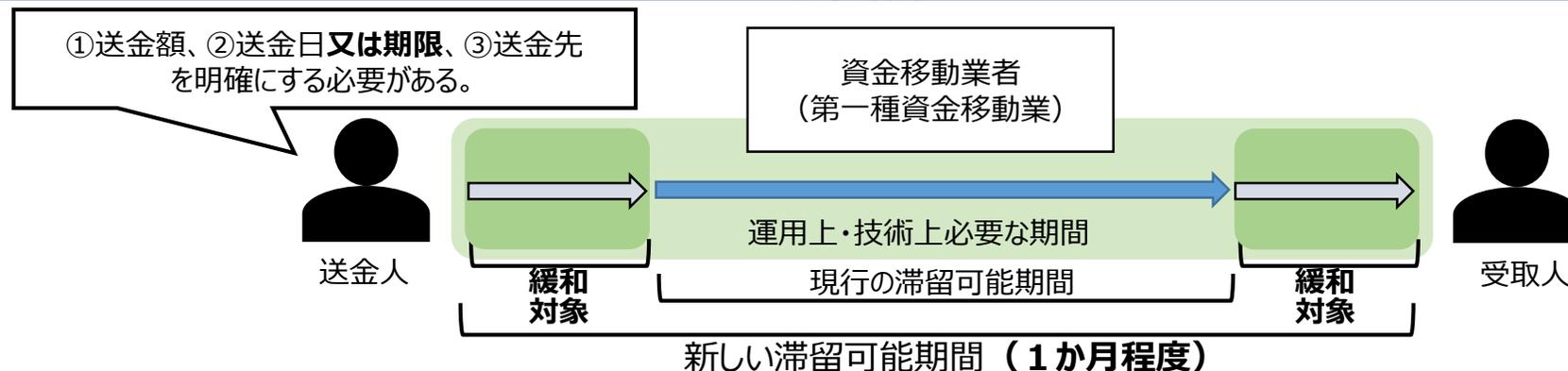
- 利用者の事務負担軽減の観点から一定程度の資金滞留期間の延長を容認することが考えられる。一方、徒に期間を延ばせば、銀行等に対する規制との衡平を欠くことになる。「翌月払」の商慣習があることにも鑑み、運用上必要な場合に限り「**1か月程度**」の滞留を認めることが考えられる。
- この際、現状の滞留規制の趣旨を踏まえることが重要。資金移動業者の破綻時に利用者に与える影響や社会的・経済的な影響を極小化する必要がある中で、破綻時の利用者資金の返還に時間を要する点が、厳格な滞留規制導入の主な理由であったことから、**破綻時により迅速に資金の返還が可能な、新たな資産保全方法（保証機関による直接返還等）を採用する資金移動業者のみに上記滞留期間の延長を認める**ことが考えられる。

## < 2. 受任可能な送金依頼の具体性の程度の緩和 >

- 利用者の都合や送金サービスの内容（例えば、逆為替・取立為替型の送金サービス）等によっては、「資金を移動する日」が依頼時点では必ずしも具体的に指定できない場合がある。そのため、資金移動のタイミングについては滞留期間の範囲内で一定の幅を認めることが考えられる。

（その他）第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者について、滞留規制の趣旨の潜脱を防止する措置がなされている前提の下、第二種資金移動業に係る資金の第一種資金移動業に係る資金への振替えを認める。

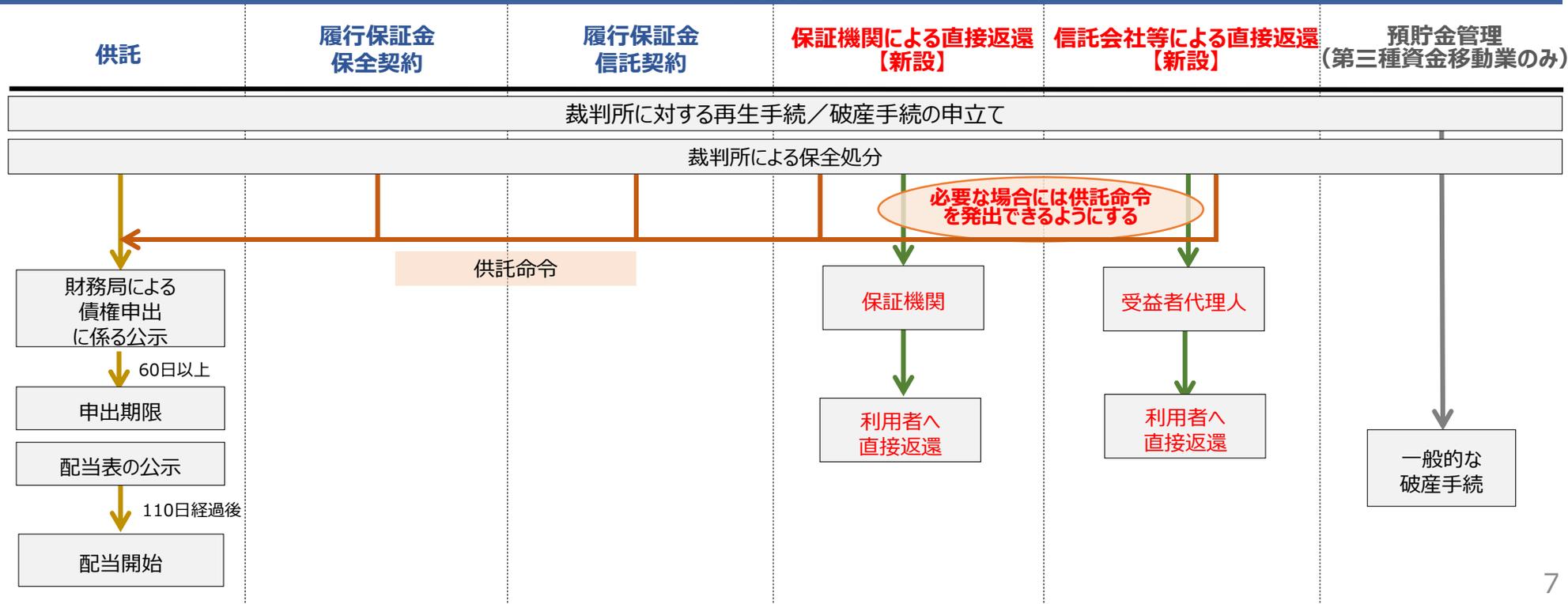
## 見直し案



# (参考) 保全方法の見直しの方向性 (案) 全体像

- 資金移動業は、創設後10年以上が経過する中で、これまで破綻事例はなく、日常生活で幅広く利用され、決済インフラとして定着しつつある。同時に、高額送金を含む多様な送金ニーズに対応する形で、事業者から様々なサービスが提供される中、資金移動業者の破綻時において、利用者に対して迅速かつ確実に資金を返還する必要性が高まっている。
- 更に、金融商品取引業者や貸金のデジタル払いの例の様に、利用者資金の還付手続をより迅速に進めるための実務上のノウハウの蓄積も見られる。
- 上記を踏まえ、既存の資金返還方法に加えて、信託会社等や銀行等から直接返還する方法も認めることが考えられる。なお、新しい返還方法であっても、利用者保護のために必要な場合等には供託命令を発出できるようにすることが考えられる。
- また、新しい返還方法を採用したとしても、保証機関による直接返還については、保証機関が破綻することがないよう健全性に係る基準を満たす銀行等とすること、信託会社等による直接返還については、信託財産の適切な管理のため受託者を信託会社等とし、受益者代理人を弁護士や公認会計士等とすることが考えられる。

## 見直し案



破綻時の対応

# 論点・見直しの方向性（案）（滞留期間の緩和を認める場合の要件）

## 論点

- 第2回WGにおいて、第一種資金移動業に係る滞留期間の延長を認める案について、
  - ✓ 新たな資産保全方法を採用したとしても、利用者資金の迅速かつ確実な返還が必要。特に、保全必要額の算定と実際の保全措置の間に2営業日以内のタイムラグがあり、保全金額に不足が生じた場合、破綻時に重大な影響を及ぼす。
  - ✓ 具体的な滞留期間については、マンスリークリアの商慣習を考慮すると、2か月程度が必要。といった意見があった。

## 対応案

- 第一種資金移動業者が滞留期間を延長する際には、**新たな資産保全方法（保証機関による直接返還等）**を採用することに加え、以下を求めている。

- ① 当該事業者が、自身が講じている②の体制を踏まえた**破綻時の損失等のリスク**を利用者に説明すること
- ② 「**資金移動業者について破産手続開始の申立て等があったときに、（A）早期にかつ（B）高い確実性をもって利用者の資金の返還をできるようにするための体制の整備**」を行うこと

### （A）早期に返還する体制

滞留期間の延長を利用する第一種資金移動業者に対し、**利用者の債権者情報の管理と、利用者の連絡先や口座情報の把握等を求める**ことが考えられる。

### （B）高い確実性をもって返還する体制

例えば以下いずれかの措置を求めることが考えられるが、どのような措置を採るかは、事業スキームや実務上の実現可能性を踏まえ、事業者が当局に報告等の上選択することが考えられる。

- 受け入れた資金について、その時点での保全額を超える場合、資産保全されるまでの間（資産保全がされるまでの間に送金が完了する場合にはその時点までの間）、その超える部分について、**預貯金等により分別管理**する。この場合、当局への報告など適切な管理を行っているか確認する仕組みを設ける。
- **（信託の場合）タイムラグを2日から1日以下にする。**
- **利用者から受け入れることが想定される資金以上の額（「想定上限額」）を保証や信託により保全させる。**（想定上限額は、第一種資金移動業申請時の事業計画や利用開始後の実績等を踏まえ、当局に報告等の上で決定する）

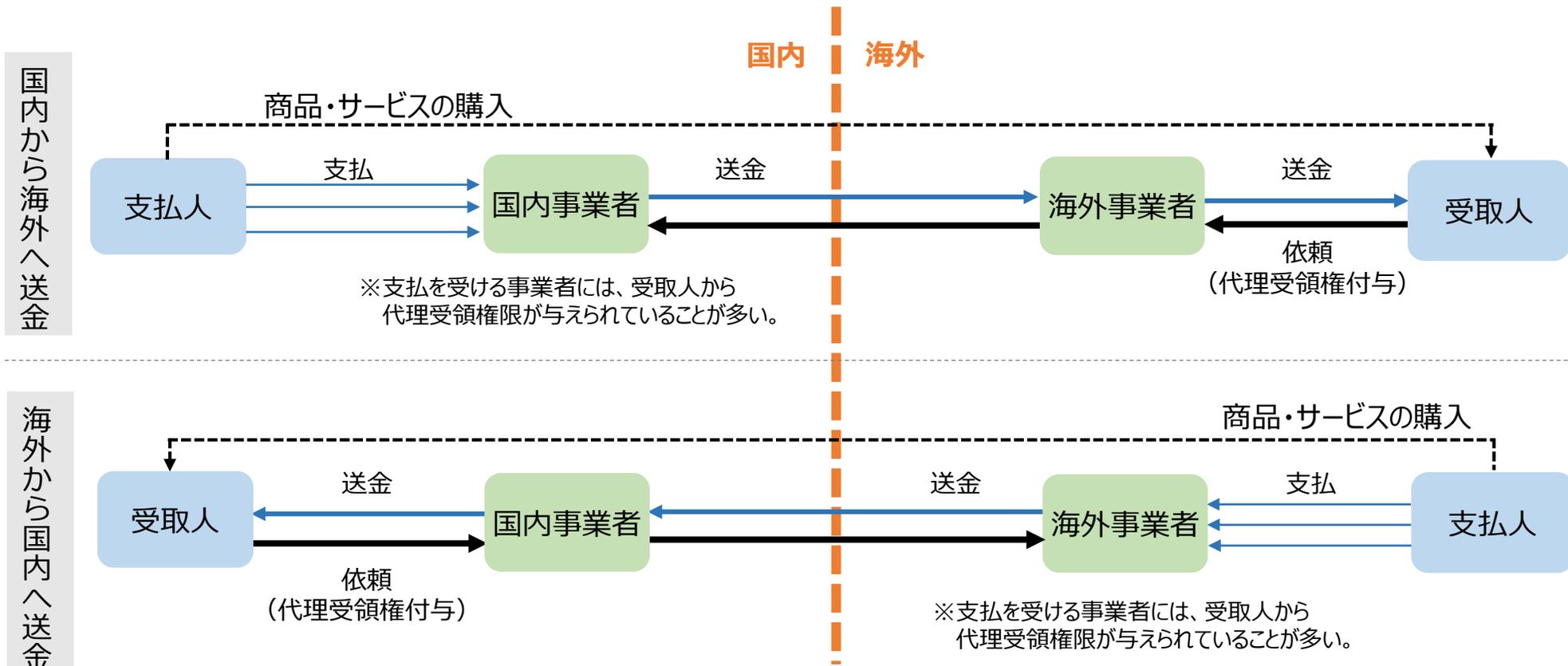
- 上記措置を採ることを前提に、延長後の滞留期間を「1～2か月程度」とすることが考えられる。

## I - 3 クロスボーダー収納代行への規制のあり方

- **収納代行**とは、代金引換を含め、①金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を收受し、②当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる行為が典型的なものと考えられる。

※ 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」（2019年12月20日）

- **クロスボーダー収納代行**とは、収納代行のうち、国内と国外との間で資金移動が行われるものを想定。



(注) スキーム図は金融庁が把握した事例を基に作成した一例

# クロスボーダー収納代行該当性の判断について

- **クロスボーダー収納代行は、収納代行のうち、国内と国外との間で資金移動が行われるもの。具体的なクロスボーダー収納代行該当性の判断に当たっては、以下のとおり、原則として収納代行業者と利用者との間の合意事項やその行為の実態等を踏まえることが考えられる。**

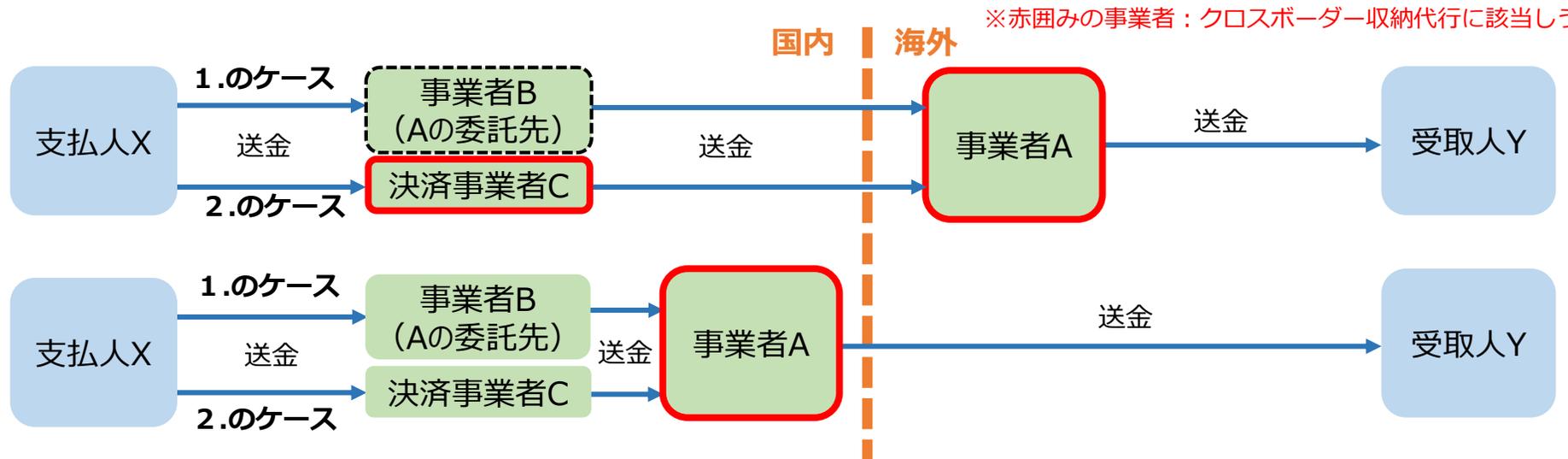
※上記に該当した場合に規制の対象となるか否かは次頁以降参照。

1. 収納代行業者（事業者A）と利用者（受取人Y）において、例えば、**「事業者Aは、支払人Xから商品又はサービス等の代金を受領し、受領した当該代金を受取人Yに支払う。」**というような合意がなされている場合（**代理受領権の設定がなされていることが前提**）には、事業者Aは「支払人Xと受取人Yの間の収納代行」の依頼を受けていると評価することができる。そして、支払人Xと受取人Yの地理的な範囲を確認し、それがクロスボーダー（越境）の資金移動である場合には、クロスボーダー収納代行に該当する。

※ 事業者Aは国内にいる場合も海外にいる場合もある。Aが支払人Xからの資金の回収を別事業者Bに委託する場合もある。

2. 「支払人Xから事業者Aへの支払」の段階においても、**決済事業者Cが収納代行を行っている場合**もある。これら複数の収納代行行為は、別々の者により、別々の状況・範囲にて行われている以上、当該決済事業者Cの行為がクロスボーダーである場合には、クロスボーダー収納代行に該当する。

クロスボーダー収納代行の例  
(国内から海外への送金)

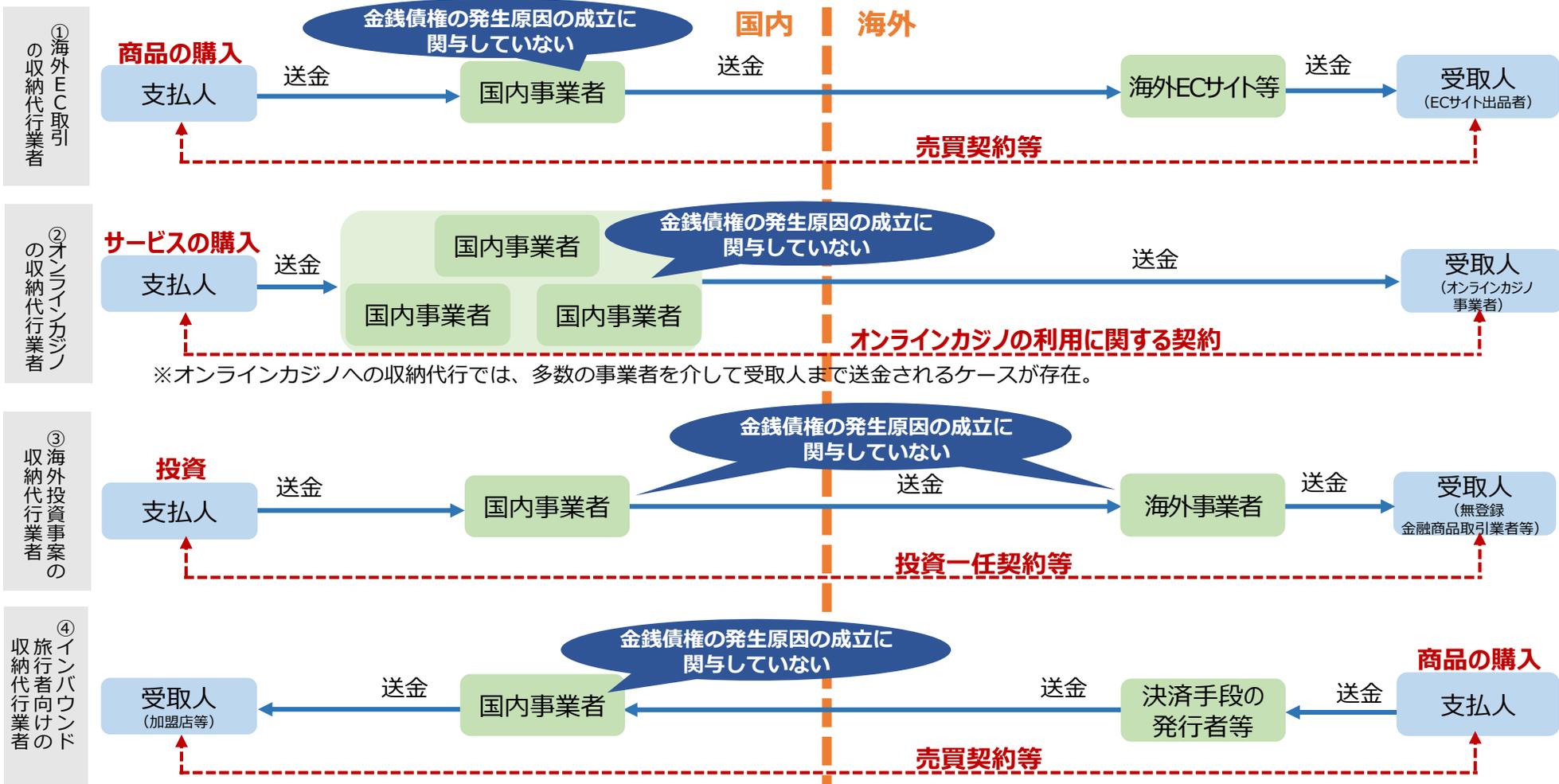


## 規制の対象とならないもの（案）

- **オンライン・マーケットプレイス**や**委託販売**（例：国内事業者の商品を取り扱う海外の販売代理店）等のうち、商品売買契約等、金銭債権の発生原因の成立に関与しているものについては、受取人の資金回収の確実性向上等に寄与していること等を踏まえると、銀行や資金移動業者等の行うクロスボーダー送金と同等の行為とは一概には言えず、直ちに為替取引規制を適用する必要性は必ずしも高くないと考えられる。
- また、次のような行為は、仮に金銭債権の発生原因の成立に関与していないとしても、それぞれ、当事者双方の債務の同時履行を図ることによる当事者間トラブルの未然防止機能があること、グループ内取引等であれば利用者保護等の必要性は必ずしも高くないこと、他法令で一定のリスク軽減措置が図られていることから、直ちに為替取引規制を適用する必要性は必ずしも高くないと考えられる。具体的な規制対象外の行為は、法令で明確化することが考えられる。
  - (1) エスクローサービス（海外代金引換等）
  - (2) 経済的一体性等が認められる者が収納するクロスボーダー収納代行（資本関係のある者が行う収納代行等）
  - (3) 他法令が規律する分野における主体や行為でクロスボーダー収納代行を実施することが想定されているもの（クレジットカードのイシュア・アクワイアラ間の清算業務等）
- 但し、規制対象外の行為についても、**国内外の利用者被害の状況や、規制の潜脱事例（金銭債権の発生原因の成立に関与をするような外観を創出している等）の有無等を注視し、要すれば為替取引規制適用の必要性について改めて議論することが考えられる。**

# 規制対象となるもの（案）

- クロスボーダー収納代行のうち、「金銭債権の発生原因の成立に関与しない」者が行うものは、基本的には、銀行や資金移動業者が行うクロスボーダー送金と同機能を果たしていると考えられ、国際基準設定主体における議論（次頁参照）も踏まえ、一定の金融規制下に置くべきと考えられる。また、海外オンラインカジノへの送金や投資詐欺等、不正利用やマネー・ローンダリング等に使われるリスクも存在する。
- 従って、クロスボーダー収納代行業者のうち「金銭債権の発生原因の成立に関与しない」者について、規制対象外とされるもの（前頁）を除き、為替取引規制を適用し、資金移動業登録を要することとしてはどうか。具体的には、以下①～④の様な事業者が考えられる。



## (参考) 金融安定理事会 (FSB) による市中協議文書

### ○金融安定理事会による市中協議文書

「Recommendations for Regulating and Supervising Bank and Non-bank Payment Service Providers Offering Cross-border Payment Services (クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告)」(2024年7月16日)

2023年2月に公表された「クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ：G20目標達成のための優先アクション」に掲げられた優先アクションの1つとして、「同じ活動・同じリスクには同じ規制を適用する」との原則 (the principle of “same activity, same risk, same regulation”) に基づき、クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンク (資金決済サービス事業者) の規制・監督について、銀行・ノンバンクの活動に係るリスクに比例した形での整合性を改善するための勧告案が提示された。(2024年9月9日まで市中協議)

### [市中協議文書の勧告]

- 勧告1 銀行と非銀行を含む送金事業者のリスク評価を行う。
- 勧告2 リスク評価に基づき、銀行・非銀行に対する規制がそれぞれのリスクに対処できるものか、リスクに対して比例的なものであるか、整合的に適用されているかを評価し、必要に応じて法、規制、監督 (オーバーサイト) の在り方を見直す。
- 勧告3 規制・監督を通じて顧客保護を行う。
- 勧告4 当局は、ガイダンスの公表などにより、規制・監督の透明性を確保する。
- 勧告5 当局は、PSP (Payment Service Providers) に係るライセンスや登録制度を見直し、顧客保護の実施を確実なものとする。また、ライセンス付与や登録の過程で適合性テストや (fit and proper test) AML/CFTのコンプライアンスプログラムの評価などを実施する。
- 勧告6 法域内及び法域間で当局間の情報交換を行う。また、情報やデータに対するアクセスを確保し、包括的なリスク評価やリスク対応を可能にする。

## Ⅱ ご議論いただきたい事項

## I - 2 第一種資金移動業の滞留規制の緩和

- 第一種資金移動業者が滞留期間を延長する際には、新たな資産保全方法（保証機関による直接返還等）を採用することに加え、以下を求めることについてどう考えるか。
  - ①（②の体制を踏まえた）破綻時の損失等のリスクを利用者に対して説明すること
  - ②「資金移動業者について破産手続開始の申立て等があったときに、早期にかつ高い確実性をもって利用者の資金の返還をできるようにするための体制の整備」（具体的には下記）を行うこと
    - ✓ 早期に返還する体制…滞留期間の延長を利用する第一種資金移動業者に対し、利用者の債権者情報の管理と、利用者の連絡先や口座情報の把握等を求める
    - ✓ 高い確実性をもって返還する体制…例えば以下いずれかの措置を講じる
      - ・受け入れた資金がその時点での保全額を超える場合、資産保全等されるまでの間、預貯金等により分別管理する
      - ・（信託の場合）タイムラグを2日から1日以下にする
      - ・利用者から受け入れることが想定される資金以上の額を保証や信託により保全させる
- 延長後の滞留期間として、マンスリークリアの商慣習を考慮し「1～2か月程度」とすることをどう考えるか。

## I - 3 クロスボーダー収納代行への規制のあり方

- クロスボーダー収納代行のうち金銭債権の発生原因の成立に関与せずに行われるものについて、原則として、為替取引規制を適用することについて、どう考えるか。
- 金銭債権の発生原因の成立に関与する者が行う収納代行、及び、金銭債権の発生原因の成立に関与しない場合でも以下に該当する収納代行については、当面は規制の対象とはしないことについてどう考えるか。また、他に除外すべきものがあるか。
  - ✓ エスクローサービス
  - ✓ 経済的一体性等が認められる者が収納するクロスボーダー収納代行
  - ✓ 他法令が規律する分野における主体や行為でクロスボーダー収納代行を実施することが想定されているもの